

職員給与規程

平成18年4月1日制定

規程第9号

改正 平成19年3月30日
改正 平成19年5月14日
改正 平成19年9月19日
改正 平成19年11月30日
改正 平成19年12月28日
改正 平成20年3月31日
改正 平成20年7月9日
改正 平成21年7月10日
改正 平成21年12月1日
改正 平成22年3月12日
改正 平成22年6月30日
改正 平成22年7月20日
改正 平成22年11月30日
改正 平成24年3月30日
改正 平成24年4月27日
改正 平成24年6月21日
改正 平成24年8月28日
改正 平成26年12月1日
改正 平成26年12月22日
改正 平成27年3月31日
改正 平成27年8月1日
改正 平成28年2月23日
改正 平成28年3月31日
改正 平成28年12月1日
改正 平成29年2月28日
改正 平成29年3月29日
改正 平成29年10月2日
改正 平成29年12月11日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の職員の給与の支給について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 通則法第26条の規定により理事長が管理運用法人の職員として任命した者をいう。
- (2) 正規職員 職員のうち次号の運用専門職員以外の者をいう。
- (3) 運用専門職員 職員のうち高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務に期間を限って従事する者をいう。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

- (1) 基本給
 - イ 本俸
 - ロ 役職手当
 - ハ 扶養手当
- (2) 諸手当

- イ 調整手当
- ロ 時間外勤務手当
- ハ 管理職員特別勤務手当
- ニ 通勤手当
- ホ 住居手当
- ヘ 特別手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 職員に対して給与の支払をするときは、その都度、別に定める給与台帳に必要な事項を記入するものとする。

第2章 基本給

第1節 基本給の決定

(本俸)

第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ決定し、その本俸月額、職員本俸表(別表1。以下「本俸表」という。)の定めるところによる。

2 本俸表に定める職員の等級の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、別に定める。

(初任給の決定)

第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。

大学卒業 1等級21号俸

高等学校卒業 1等級1号俸

2 前項に規定するもののほか、初任給の決定に関し必要な事項は別に定める。

(昇格)

第6条 勤務成績が良好な職員で別に定める基準に達した者は、その者が現に格付けされている等級の1等級上位の等級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸の決定は、別に定める基準に従い行うものとする。

(昇給及び降給)

第7条 職員の昇給及び降給は、その者の勤務成績に応じて別に定めるところにより行うものとする。

2 職員の本俸月額が、その属する等級における本俸の最高額である場合は昇給しない。

3 第1項に規定する昇給及び降給は、毎年4月1日に行う。

第8条 削除

(役職手当)

第9条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(第29条第1号の場合及び就業規則(平成18年規程第5号)第47条第2項の場合により勤務しなかった場合を除く。)は、その月の役職手当は支給しない。

(1) 統括部長

(2) 上席審議役、審議役、部長、室長、経営委員会事務室長、重要な業務を所掌する次長及び運用数理役

(3) 監査委員会事務室長、次長、課長、副室長、副事務室長及び企画役

(4) 課長代理、室長代理、事務室長代理、秘書役及び検査役

2 役職手当の月額、別表2に掲げる額とする。

3 第17条の規定は、第1項第1号から第3号までに掲げる職員には適用しない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、本俸表の等級が5等級以上であるもの(以下この条及び次条において「5等級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（本俸表の等級が4等級であるもの（以下この条及び次条において「4等級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第11条 新たに職員となった者に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、5等級以上職員以外の職員から5等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある5等級以上職員が5等級以上職員以外の職員となった場合

- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4等級職員が4等級職員及び5等級以上職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で5等級以上職員以外のものが5等級以上職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で4等級職員及び5等級以上職員以外のものが4等級職員となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 4 扶養手当の支給手続について必要な事項は、別に定める。

第2節 基本給の支給方法

(本俸の支給日)

第12条 職員の本俸は、当月分を毎月15日（その日が就業規則第13条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

(採用、退職等の場合の本俸の支給)

第13条 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇給等により本俸の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

- 2 職員が退職（死亡による場合を除く。以下この項において同じ。）し、又は就業規則第41条第1号から第3号まで又は同規則第42条の規定により解雇された場合は、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸を支給する。
- 3 職員が就業規則第41条第4号の規定により解雇された場合は、解雇された日の属する月の本俸の全額を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月までの本俸を支給する。

(本俸の日割計算)

第14条 本俸を支給する場合であって、採用、育児休業、解雇等により、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

(役職手当及び扶養手当の支給)

第15条 役職手当の支給については第12条から第14条までの規定を、扶養手当の支給については第12条の規定を準用する。ただし、扶養手当の支給に関し、本俸の支給定日までに当該手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第3章 諸手当

(調整手当)

第16条 調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に準じて職員に対し支給する。

- 2 調整手当の月額額は、本俸月額、役職手当及び扶養手当の月額額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。
- 3 調整手当の支給については、第12条から第14条までの規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第17条 時間外勤務手当は、就業規則第14条の規定により勤務時間外に、又は休日に勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員に対して、次の各号により算出した額を支給する。

- (1) 時間外勤務が午前5時から午後10時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の125（休日の場合は100分の135）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
 - (2) 時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
- 2 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を支給する。

- (1) 時間外勤務が午前5時から午後10時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
- (2) 時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の175（休日の場合は100分の185）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
- 3 前2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に12を乗じて得た額を1年間の所定労働時間数（別に定める。）で除して得た額とする。
- 4 時間外勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。
（管理職員特別勤務手当）

第18条 第9条第1項第1号から第3号までに規定する役職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合には、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 管理職員特別勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。
- 5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
- 6 第3項及び前項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定める。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未

満である職員 2,000円

ロ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ハ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
ニ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
ホ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
ヘ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
ト	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務地を異にする異動、国若しくは通則法第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）職員が国等の機関の要請に応じ退職し、引き続いて職員となるための採用及び在勤する事務所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることになった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第20条 住宅手当は、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員であって、次に掲げる職員を除く職員に支給する。

(1) 前条第3項に規定する国等の機関から貸与された職員宿舎に居住している職員

(2) 父母又は配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

2 住居手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算した額

3 住居手当の支給については第12条の規定を準用する。ただし、本俸の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 前3項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別手当)

第21条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。

2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この項、第4項及び附則第7項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても別に定める場合を除き同様とする。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、国家公務員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職又は死亡した日)現在において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額(次表に定める地位にある職員又はこれらと同程度の職務を行うものと見なされる職員(休職にされている職員のうち、第29条第1号に該当する職員以外の職員を除く。)にあつては、その額に本俸月額に職務に応じて同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額。以下第8項において同じ。)とする。

職務の区分	割増率
統括部長、上席審議役、審議役並びに部、室及び事務室の長、次長並びに運用数理役	100分の19
課長、副室長、副事務室長及び企画役	100分の12

5 本俸表の等級が2等級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に本俸表の等級に応じて次表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

等級	割合
6等級及び5等級	100分の20
4等級	100分の15
3等級	100分の10
2等級	100分の5

6 奨励手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該職員に対し、当該各号に定める日に支給する。

(1) 正規職員(6月1日及び12月1日(以下この号、第8項及び附則第7項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者とし、これらの基準日前1月以内に退職し、

又は死亡した者（別に定める者を除く。）を含む。） 基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に定める日

(2) 運用専門職員（3月31日（以下この号及び第8項において「基準日」という。）に在籍する者とし、基準日前1月以内に死亡した者（別に定める者を除く。）を含む。） 基準日の属する年度におけるその者の勤務成績に応じて当該年度の翌年度における6月の別に定める日

7 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。

8 前項の奨励手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）現在において受けるべき本俸月額及びこれに対する調整手当の月額合計額（運用専門職員にあっては、この合計額に別に定める調整額を加算した額。）とする。

9 第5項の規定は、第7項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、第5項中「前項」とあるのは、「第8項」と読み替えるものとする。

10 前各項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特別手当の支給の一時差し止め）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）

(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し特別手当を支給することが、管理運用法人の公共的使命に対する公の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して一年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

第4章 雑則

(給与の減額)

第24条 就業規則第18条第5項の規定により無届欠勤として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間に乗じて得た額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第25条 職員が傷病により欠勤したとき(就業規則第18条第5項の規定により無届欠勤として取り扱われる場合を除く。)は、結核性疾患の場合にあっては欠勤を始めた日から1年に限り、その他の傷病の場合にあっては欠勤を始めた日から6月に限り基本給の全額を支給し、それ以後の欠勤した期間については、扶養手当はその全額を、本俸、役職手当及び調整手当はそれぞれその半額を支給する。

(欠勤等の特別取扱い)

第26条 前条の規定にかかわらず、就業規則第45条第2項、同規則第46条第3項又は同規則第47条第2項の規定により、出勤として取り扱われた職員に対しては、給与の全額を支給する。

(介護休暇及び介護時間の取扱い)

第27条 職員が育児休業・介護休暇等に関する規程(平成18年規程第13号。以下「育児休業・介護休暇等規程」という。)第9条第1項又は第11条第1項の規定により介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整することができる。

3 前2項に定めるほか、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない者の給与の支給に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(休日等の取扱い)

第28条 休日(日曜日及び土曜日を除く。)、就業規則第22条に規定する年次有給休暇、同規則第25条に規定する特別有給休暇及び同規則第27条に規定する休暇のうち有給休暇とされる日については、給与の全額を支給する。

(退職者の給与)

第29条 就業規則第37条第2項の規定による退職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり退職を命ぜられた場合は、退職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第35条の規定により退職を命ぜられた場合は、役職手当を除く基本給、調整手当、住居手当及び期末手当(ハに掲げる場合は期末手当は除く。)に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

イ 同条第1項第1号の規定により退職を命ぜられた場合 100分の80

ロ 同条同項第2号の規定により退職を命ぜられた場合

当該退職期間が満1年に達するまでは 100分の80

当該退職期間が満1年を超えるときは 100分の60

ハ 同条同項第3号の規定により退職を命ぜられた場合 100分の60

ニ 同条同項第4号の規定により退職を命ぜられた場合 その都度定める割合

(育児休業者等の取扱い)

第30条 育児休業・介護休暇等規程第5条第2項の規定による育児休業期間中の給与は、支給しない。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本俸月額を調整することができる。

3 職員が育児休業・介護休暇等規程第8条第1項の規定により育児時間の承認を受けた場合は、当該育児時間の時間1時間につき、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業者の特別手当の支給)

第31条 第21条第2項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前条第1項の規定にかかわらず当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第21条第6項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、正規職員については基準日以前6月以内、運用専門職員については基準日以前12月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前条第1項の規定にかかわらず当該基準日に係る奨励手当を支給する。

（懲戒等の場合の給与）

第32条 就業規則第53条第2号から第4号までの規定に基づく懲戒処分並びに制裁規程（平成18年規程第6号）第2条第2項第2号及び第3号の規定に基づく制裁処分を行った場合の給与については、別に定める。

（端数の処理）

第33条 給与の各項目の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。ただし、第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 年金積立金管理運用独立行政法人（以下この項において「管理運用法人」という。）設立の際、年金資金運用基金（以下この項において「基金」という。）の職員であった者で、引き続き管理運用法人の職員に任命された者の在職期間の算定について、基金の職員であった期間を管理運用法人の在職期間とみなす。

3 削除

4 平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き年金福祉事業団職員給与規程の適用を受けていた職員のうち、基準日において50歳を超え55歳を超えていない職員については、第7条第4項本文の規定にかかわらず、55歳（以下「昇給停止年齢」という。）に達した日後も、58歳まで昇給をさせることができ、基準日において51歳を超え、53歳を超えていない職員については2回に限り、基準日において50歳を超え、51歳を超えていない職員については1回に限り、同項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、昇給させることができる。ただし、基準日において53歳を超えていない職員のうち、昇給停止年齢に達した日の翌日からこの項の規定による昇給をさせようとする日までの間において、その属する職務の等級又はその受ける本俸月額に異動があり、当該異動後の本俸月額に異動があり、当該異動後の本俸月額を決定する際の計算の過程においてこの項の規定による昇給をしたこととされたもの又は育児休業、休職、介護休暇若しくは欠勤のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合により、復職時における本俸月額の調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が昇給停止年齢に達した日後となるものについては、この項の規定する昇給の回数から当該昇給の回数を除くものとする。

5 基準日以後に新たにこの規程の適用を受けることとなった職員のうち、採用の事情等を考慮して前項に規定する職員との権衡上必要があると認められる職員として、理事長が別に定める職員の昇給停止年齢に達した日後における昇給については、第7条第4項本文の規定にかかわらず、附則第2項又は前項の規定を準用する。

（本俸月額の経過措置）

6 年金資金運用基金職員給与規程の一部改正（平14.9.20改正）附則第7項の規定により本俸月額の経過措置の適用を受けている職員の本俸月額については、第6条第1項、第7条第1項又は第3項ただし書の規定により新たな本俸月額の適用を受けるまでの間、別に定める本俸月額を適用する。

（55歳を超える正規職員の本俸月額等の減額支給）

7 平成30年3月31日までの間、正規職員（職務の等級が4等級以上である者であってその号俸がその職務の等級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員になった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額（平成19年12月28日改正附則第6項に規定する差額に相当する額を含む。以下この項において同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本俸月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号俸の本俸月額に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本俸月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号俸の本俸月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「本俸月額減額基礎額」という。））

(2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 調整手当 当該特定職員の本俸月額に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本俸月額減額基礎額に対する調整手当の月額。）及び役職手当に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額の合計額

(4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、その額に、本俸月額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、その額に、本俸月額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する別に定める割合を乗じて得た額）

(5) 奨励手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第21条第9項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、その額に、本俸月額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第10項において「奨励手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（同条第9項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、その額に、本俸月額減額基礎額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第10項において「奨励手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項に規定する別に定める割合を乗じて得た額）

(6) 第29条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第29条第1号 前各号に定める額

ロ 第29条第2号イ及び同号ロの当該在職期間が満1年に達するまで 第1号及び第3号並びに第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第29条第2号ロの当該在職期間が満1年を超えるととき 第1号及び第3号並びに第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額

ニ 第29条第2号ハ 第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額

ホ 第29条第2号ニ 第1号及び第3号並びに第4号に定める額にその都度定める割合を乗じて得た額

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別で定める。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条第1項及び同条第2項並びに第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号

俸に達しない場合にあつては、本俸月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平19. 3. 30改正)

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 5. 14改正)

この改正は、平成19年5月14日から施行する。

附 則 (平 19. 9. 19 改正)

この改正は、平成19年9月19日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則 (平19. 11. 30改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年11月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の年金積立金管理運用独立行政法人職員給与規程の規定に基づいて、平成19年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平19. 12. 28改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成20年1月1日から施行する。
(職務の等級の切替え)
- 2 平成20年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の年金積立金管理運用独立行政法人職員給与規程(平成18年4月1日制定。以下同じ。)の別表(以下「旧本俸表」という。)の適用を受けていた職員の切替日におけるこの規程により改められた別表1(以下「新本俸表」という。)又は職務の等級は、旧本俸表又は附則別表第1に掲げる切替日の前日において適用された職務の等級(以下「旧等級」という。)に対応する同表の新等級欄に定める職務の等級とする。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日において旧本俸表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、次項に規定する職員を除き、旧等級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

(職務の等級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において次に掲げる本俸月額を受けていた職員の切替日における号俸又は本俸月額は、別に定める。
 - (1) 旧本俸表に定める職務の等級における最高の号俸を超える本俸月額
 - (2) 年金積立金管理運用独立行政法人職員給与規程(平18. 4. 1制定)附則第6項の規定により本俸月額の経過措置の適用を受けている職員の本俸月額

(均衡上の調整)

- 5 切替日の前日において、旧本俸表の適用を受けていた職員で、他の職員との均衡上特に必要と認められるときは、別の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(本俸の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日の旧本俸表から引き続き新本俸表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

(役職手当の定額化に伴う経過措置)

- 7 第9条第1項の規定により役職手当を支給する職員のうち、改正後の規程の役職手当の額(以下「改正後役職手当額」という。)が改正前の規程により適用されていた役職手当の額に100分の97を乗じて得た額(以下「改正前役職手当額」という。)に達しないこととなる職員には、当該役職手当額のほか、改正後役職手当額と改正前役職手当額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を役職手当として支給する。

- (1) 平成20年1月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

8 前項のほか、役職手当の定額化に伴う経過措置について必要な事項は、別に定める。

附則別表第1 職務の等級の切替表（附則第2項関係）

旧等級	新等級
1等級	1等級
2等級	
3等級	2等級
4等級	
5等級	3等級
6等級	
7等級	4等級
8等級	
9等級	5等級

附則別表第2 職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

旧号俸	旧等級 経過期間	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級
	9月以上12月未満	24							4
2	9月以上12月未満	28							
3	9月以上12月未満	31		37					12
4	9月以上12月未満	35	20	40					
	12月以上		21						
5	6月以上9月未満		23						
	9月以上12月未満	39	24	44				23	
	12月以上								
6	3月以上6月未満		26						
	9月以上12月未満		28						
	12月以上								22
7	9月以上12月未満	48							
8	9月以上12月未満			55					
9 10	3月以上6月未満			58					38
	3月未満								42
	3月以上6月未満				39				
	9月以上12月未満			65					
	12月以上								42
11	9月以上12月未満			71					
	12月以上			72					
12	9月以上12月未満			79					
13	9月以上12月未満					66	43		
14	12月以上							78	
15	9月以上12月未満			104		79			
16	6月以上9月未満					86			
	12月以上							86	
17	6月以上9月未満					94			
	9月以上12月未満				79				
	12月以上					96		89	
18	3月以上6月未満				84				
	9月以上12月未満				86				
	12月以上				87		62		
20	12月以上				98				
21	12月以上				102	109			

附 則（平20. 3. 31改正）

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20. 7. 9改正）

この改正は、平成20年7月11日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平21. 7. 10改正）

この改正は、平成21年7月12日から施行する。

附 則（平 21. 12. 1 改正）

（施行期日）

1 この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 21 条第 3 項から第 5 項まで、若しくは第 29 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される年金積立金管理運用独立行政法人本俸表の等級及び号俸が 1 等級 1 号俸から同等級 40 号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の次項で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して第 4 項で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

（職員の在職しなかった期間等）

3 前項第 1 号の期間は、次に掲げる期間とする。

（1）職員として在職しなかった期間

（2）休職期間（年金積立金管理運用独立行政法人就業規則（以下「就業規則」という。）第 35 条第 1 項の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（年金積立金管理運用独立行政法人職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第 5 条第 2 項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）

（3）停職期間（就業規則第 53 条第 2 号又は年金積立金管理運用独立行政法人制裁規程第 2 条第 2 項第 2 号の規定により停職にされていた期間をいう。）

（4）減額改定対象職員以外の職員であった期間

（5）第 25 条、第 27 条第 1 項又は第 30 条第 3 項の規定により給与を減額された期間

（6）第 24 条の規定により給与を減額された期間

（在職しなかった期間等がある職員の月数の算定）

4 第 2 項第 1 号の在職しなかった期間等がある職員の月数は、平成 21 年 4 月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

（1）前条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 5 号に掲げる期間のある月

（2）前項第 3 号又は第 6 号に掲げる期間のある月であつて、その月について支給された本俸の額が第 2 項第 1 号に規定する合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に満たないもの

（端数計算）

5 第 2 項第 1 号又は同項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平22. 3. 12改正）

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22. 6. 30改正）

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平22. 7. 20改正）

この改正は、平成22年7月20日から施行する。

附則（平 22. 11. 30 改正①）

（施行期日）

1. この改正は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
2. 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 21 条第 3 項から第 5 項まで、第 29 条若しくは附則第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - （1）平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職務の等級が 3 等級以上の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他次項で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して第 4 項で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
（在職しなかった期間等）
3. 前項第 1 号の期間は、次に掲げる期間とする。
 - （1）職員として在職しなかった期間
 - （2）休職期間（年金積立金管理運用独立行政法人就業規則（以下「就業規則」という。）第 35 条第 1 項の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（年金積立金管理運用独立行政法人職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第 5 条第 2 項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
 - （3）停職期間（就業規則第 53 条第 2 号又は年金積立金管理運用独立行政法人制裁規程第 2 条第 2 項第 2 号の規定により停職にされていた期間をいう。）
 - （4）減額改定対象職員以外の職員であった期間
 - （5）第 25 条、第 27 条第 1 項又は第 30 条第 3 項の規定により給与を減額された期間
 - （6）第 24 条の規定により給与を減額された期間
（減じる月数）
4. 第 2 項第 1 号の在職しなかった期間等がある職員の月数は、平成 22 年 4 月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
 - （1）前項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる期間のある月
 - （2）前項第 3 号又は第 6 号に掲げる期間のある月であつて、その月について支給された本俸の額が第 2 項第 1 号に規定する合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に満たないもの
（端数計算）
5. 第 2 項第 1 号又は同項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）
6. 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の附則第 7 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 11 月 30 日改正の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附則（平 22. 11. 30 改正②）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平24. 3. 30 改正）

この改正は、平成 24 年 3 月 31 日から施行する。

附則（平 24. 4. 27 改正）

(施行期日)

1. この改正は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

(給与の臨時特例)

2. 平成24年4月27日規程改正の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、本俸月額を支給に当たっては、本俸月額（平成19年12月28日改正附則第6項に規定する差額に相当する額を含む。以下この項から第5項までにおいて同じ。）から、本俸月額に本俸表の等級の区分（以下「等級区分」という。）に応じそれぞれ次表の割合欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
1 等級	100分の4.77
2 等級から 4 等級	100分の7.77
5 等級	100分の9.77

3. 特例期間において、本規程に基づき支給される給与のうち、次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 役職手当 役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 調整手当 本俸月額に対する調整手当の月額に、職員の等級区分に応じた支給減額率を乗じて得た額並びに役職手当に対する調整手当の月額に、100分の10を乗じて得た額

(3) 期末手当 期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(4) 奨励手当 奨励手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(5) 第29条に定める休職者の給与 次のイからニに定める額

イ 第29条第1号に該当する場合 前項及び前各号に定める額

ロ 第29条第2号イ又はロに規定する休職期間が満1年に達するまでに該当する場合 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第29条第2号ロに規定する休職期間が満1年を超えるとき及びハに該当する場合 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額

ニ 第29条第2号ニに該当する場合 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、第29条第2号ニに定めるその都度定める割合を乗じて得た額

4. 特例期間においては、第17条、第24条及び第27条第1項並びに第30条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間数で除して得た額に職員の等級区分に応じた支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5. 特例期間においては、附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第2項中「本俸月額」とあるのは「本俸月額から附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額」と、第3項第1号中「役職手当の月額」とあるのは「役職手当の月額から附則第7項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「本俸月額に対する調整手当の月額」とあるのは「本俸月額に対する調整手当の月額から附則第7項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第7項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「奨励手当の額」とあるのは「奨励手当の額から附則第7項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第9項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

6. 前4項に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特例措置の調整)

7. 平成24年度中における前5項による減額効果については、当該5項を平成24年4月1日に施行した場合と同等となるよう必要な調整を行うものとする。

附則(平 24. 6. 21 改正)

(施行期日)

1. この改正は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

(平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 本俸表の等級区分が 4 等級及び 5 等級の職員に係る平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、第

21 条第 3 項から第 5 項まで、第 29 条又は附則第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から施行日までの間に職務の等級が 3 等級以上の職員（以下この附則において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から平成 24 年 3 月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他次項で定める期間（以下「在職しなかった期間等」という。）がある職員）にあつては、当該月数から在職しなかった期間等を考慮して第 4 項で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

（在職しなかった期間等）

3. 前項第 1 号で定める在職しなかった期間等は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間（就業規則第 35 条第 1 項の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第 5 条第 2 項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
- (3) 停職期間（就業規則第 53 条第 2 号又は制裁規程第 2 条第 2 項第 2 号の規定により停職にされていた期間をいう。）
- (4) 減額改定対象職員以外の職員であった期間
- (5) 第 25 条、第 27 条第 1 項又は第 30 条第 3 項の規定により給与を減額された期間
- (6) 第 24 条の規定により給与を減額された期間

（減じる月数）

4. 第 2 項第 1 号の在職しなかった期間等がある職員の月数は、平成 23 年 4 月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第 3 号又は第 6 号に掲げる期間のある月であつて、その月について支給された本俸の額が第 2 項第 1 号に規定する合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に満たないもの

（端数計算）

5. 第 2 項第 1 号又は同項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則（平 24. 8. 28 改正）

（施行期日）

1. この改正は、平成 24 年 8 月 28 日から施行する。

（平成 24 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2. 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の間に本俸表の等級区分が 3 等級であった職員（平成 24 年 6 月に支給された期末手当において、平成 24 年 6 月 21 日改正附則第 2 項から第 5 項による減額調整を行った職員を除く。以下「減額改定対象職員」という。）に平成 24 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 21 条第 3 項から第 5 項まで、第 29 条又は附則第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、本俸表の等級が 3 等級以上の等級（以下「減額改定対象等級」という。）の職員となった者）にあつては、その減額改定対象等級の職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から平成 24 年 3 月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を

支給されなかった期間、減額改定対象等級以外の等級の職員であった期間その他次項で定める期間（以下「在職しなかった期間等」という。）がある職員にあっては、当該月数から在職しなかった期間等を考慮して第4項で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象等級の職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象等級の職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(在職しなかった期間等)

3. 前項第1号で定める在職しなかった期間等は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間
(2) 休職期間（就業規則第35条第1項の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第5条第2項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
(3) 停職期間（就業規則第53条第2号又は制裁規程第2条第2項第2号の規定により停職にされていた期間をいう。）
(4) 減額改定対象等級以外の等級の職員であった期間
(5) 第25条、第27条第1項又は第30条第3項の規定により給与を減額された期間
(6) 第24条の規定により給与を減額された期間

(減じる月数)

4. 第2項第1号の在職しなかった期間等がある職員の月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる期間のある月
(2) 前項第3号又は第6号に掲げる期間のある月であって、その月について支給された本俸の額が第2項第1号に規定する合計額に100分の0.37を乗じて得た額に満たないもの

(端数計算)

5. 第2項第1号又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平 26. 12. 1 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年12月1日から施行する。ただし、改正後の第19条第2項第2号の規定及び本俸表は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平 26. 12. 22 改正)

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平 27. 3. 31 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(本俸の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き正規職員本俸表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額（附則第7項の正規職員のうち、職務の等級が4等級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本俸として支給する。

附 則(平 27. 8. 1 改正)

この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平 28. 2. 23 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平 28. 3. 31 改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 28. 12. 1 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平 29. 2. 28 改正)

この改正は、平成 29 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平 29. 3. 29 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の職員給与規程(以下「改正後給与規程」という。)第 10 条第 1 項ただし書及び第 11 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後給与規程第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(本俸表の等級が 4 等級であるもの(以下この条及び次条において「4 等級職員」という。))にあっては、3,500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円)」と、同条第 1 項中「扶養親族(5 等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、5 等級以上職員から 5 等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第 1 号中「場合(5 等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 5 等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)/ (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)/ (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)」と、同条第 2 項中「扶養親族(5 等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、5 等級以上職員から 5 等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 5 等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、5 等級以上職員以外の職員から 5 等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 5 等級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合にお

る当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(本俸表の等級が4等級であるもの(以下この条及び次条において「4等級職員」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「」、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、5等級以上職員以外の職員から5等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が4等級」とあるのは「が4等級以上」と、「4等級職員」とあるのは「4等級以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、5等級以上職員以外の職員から5等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「4等級職員が4等級職員及び5等級以上職員」とあるのは「4等級以上職員が4等級以上職員」と、同項第6号中「4等級職員及び5等級以上職員」とあるのは「4等級以上職員」と、「が4等級職員」とあるのは「が4等級以上職員」とする。

附 則(平 29.10. 2 改正)

この改正は、平成 29 年 10 月 2 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平 29.12.11 改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成 29 年 12 月 11 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(別表 1) 職員本俸表 (第 4 条関係)

(1) 正規職員本俸表

等級 号俸	1	2	3	4	5
	円	円	円	円	円
1	162,900	243,900	333,600	461,300	541,200
2	164,600	246,600	336,000	464,300	544,200
3	166,300	249,300	338,300	467,300	547,200
4	168,000	252,000	340,700	470,300	550,200
5	169,800	254,500	343,000	473,300	553,200
6	171,600	257,200	345,400	476,300	556,200
7	173,400	259,900	347,700	479,300	559,200
8	175,200	262,600	350,100	482,300	562,200
9	176,900	265,100	352,400	485,300	565,200
10	178,800	267,700	354,800	488,200	568,200
11	180,700	270,300	357,200	491,100	571,100
12	182,600	272,800	359,600	494,000	574,000
13	184,300	275,400	362,100	496,900	576,900
14	186,200	277,800	364,600	499,700	579,800
15	188,100	280,300	367,000	502,500	582,700
16	190,000	282,800	369,500	505,300	585,600
17	192,000	285,300	371,900	508,100	588,400
18	193,900	287,700	374,200	510,800	591,200
19	195,900	290,400	376,700	513,500	594,000
20	197,900	293,000	379,200	516,200	596,800
21	200,200	295,600	381,700	518,900	599,600
22	202,500	298,200	384,100	521,500	602,400
23	204,800	300,900	386,600	524,100	605,100
24	207,100	303,500	389,100	526,700	607,800
25	209,300	306,100	391,300	529,300	610,500
26	211,600	308,600	393,700	531,800	613,200
27	213,900	311,200	396,100	534,300	615,900
28	216,200	313,800	398,600	536,800	618,600
29	218,400	316,500	400,900	539,300	621,200
30	220,700	319,100	403,300	541,700	623,800
31	222,900	321,800	405,700	544,100	626,400
32	225,200	324,400	408,100	546,500	628,900
33	227,500	326,900	410,300	548,900	631,400
34	229,800	329,500	412,800	551,200	633,900
35	232,100	332,200	415,200	553,500	636,300

36	234,300	334,700	417,700	555,800	638,700
37	236,700	337,500	419,900	558,100	641,100
38	239,100	340,200	422,300	560,300	643,400
39	241,500	342,900	424,800	562,500	645,700
40	243,900	345,500	427,300	564,700	648,000
41	245,800	348,300	429,700	566,900	650,200
42	248,000	351,100	431,900	569,000	652,400
43	250,100	353,800	434,200	571,100	654,600
44	252,300	356,400	436,400	573,200	656,700
45	254,400	358,900	438,300	575,300	658,800
46	256,400	361,700	440,300	577,300	660,900
47	258,500	364,300	442,400	579,300	662,900
48	260,500	367,100	444,400	581,300	664,900
49	262,500	369,700	446,100	583,300	666,900
50	264,200	372,400	448,000	585,200	668,800
51	266,000	375,100	449,900	587,100	670,700
52	267,700	377,800	451,800	589,000	672,600
53	269,500	380,400	453,600	590,900	674,400
54	271,100	382,900	455,400	592,700	676,200
55	272,600	385,400	457,200	594,500	678,000
56	274,400	387,800	458,900	596,300	679,700
57	275,900	390,100	460,500	598,100	681,400
58	277,400	392,300	462,000	599,800	683,100
59	278,900	394,500	463,600	601,500	684,700
60	280,200	396,700	465,200	603,200	686,300
61	281,800	398,700	466,800	604,900	687,900
62	283,200	400,600	468,300	606,500	689,400
63	284,600	402,500	469,700	608,100	690,900
64	286,000	404,400	471,200	609,700	692,400
65	287,300	406,300	472,500	611,300	693,800
66	288,600	408,000	473,700	612,800	695,200
67	289,900	409,700	475,000	614,300	696,600
68	291,200	411,400	476,300	615,800	697,900
69	292,600	413,000	477,300	617,300	699,200
70	293,700	414,500	478,500	618,700	700,500
71	294,800	415,900	479,700	620,100	701,700
72	295,900	417,400	480,900	621,500	702,900
73	297,000	418,700	481,900	622,900	704,100
74	298,000	420,100	483,000	624,200	705,200
75	299,000	421,500	484,100	625,500	706,300
76	299,800	422,900	485,200	626,800	707,400
77	300,800	424,000	486,100	628,100	708,400
78	301,700	425,300	487,000	629,100	709,400
79	302,600	426,600	488,000	630,100	710,400
80	303,500	427,900	489,000	631,100	711,300
81	304,300	429,000	489,900	632,100	712,200
82	305,000	430,200	490,800	633,000	713,100
83	305,700	431,300	491,800	633,900	713,800
84	306,400	432,500	492,800	634,800	714,500
85	307,100	433,500	493,500	635,700	715,200

86	307,700	434,600	494,400	636,400	715,800
87	308,300	435,700	495,300	637,100	716,400
88	308,900	436,800	496,200	637,800	717,000
89	309,400	437,600	496,800	638,500	717,500
90		438,600	497,700	639,200	718,000
91		439,600	498,600	639,900	718,500
92		440,600	499,400	640,600	718,900
93		441,400	500,100	641,300	719,300
94		442,200	500,700	641,800	719,700
95		443,100	501,500	642,300	720,100
96		443,900	502,200	642,800	720,500
97		444,600	503,100	643,300	720,900
98		445,300	503,800	643,800	721,200
99		446,100	504,600	644,300	721,500
100		446,900	505,400	644,800	721,800
101		447,500	506,200	645,300	722,100
102		448,100	507,000	645,600	722,400
103		448,800	507,800	645,900	722,700
104		449,500	508,600	646,200	722,900
105		450,000	509,300	646,500	723,100
106		450,600	510,100	646,700	723,300
107		451,200	510,900	646,900	723,500
108		451,800	511,700	647,100	723,700
109		452,500	512,300	647,300	723,900

(2) 運用専門職員本俸表

等級	4	5	6
号俸			
	円	円	円
1	542,400	665,500	754,900
2	563,500	690,800	779,000
3	585,500	715,800	803,000
4	607,600	740,900	827,300
5	629,800	766,000	851,400
6	651,900	791,000	875,400
7	672,900	816,300	899,500
8	694,000	841,300	923,500
9	715,100	866,400	947,800
10	736,300	891,400	962,800
11	757,400	916,500	985,900
12	778,400	941,800	1,008,900
13	799,500	966,800	1,032,000
14	820,500	991,900	1,055,000
15	841,800	1,016,900	1,078,300
16		1,042,000	1,101,300
17		1,066,200	1,111,300
18		1,090,300	1,133,400
19		1,114,400	1,155,400
20		1,138,400	1,177,500

21		1,162,500	1,199,700
22		1,172,500	1,209,800
23		1,194,700	1,219,800
24		1,216,800	1,239,800
25		1,238,800	1,247,900
26			1,255,900
27			1,275,900
28			1,283,900
29			1,292,000
30			1,312,000
31			1,320,200
32			1,328,200
33			1,346,300
34			1,354,300
35			1,372,300
36			1,390,400
37			1,408,400
38			1,426,500
39			1,444,700
40			1,462,800

(別表2) 役職手当の月額 (第9条関係)

(1) 正規職員

等級	区 分	役職手当額
5等級	上席審議役及び審議役	122,300円
	部長、室長及び経営委員会事務室長	106,400円
	次長及び運用数理役	101,000円
4等級	監査委員会事務室長、次長並びに総務課、企画課及び委託運用課の課長並びに企画役(部に配置されるものに限る。)	84,100円
	上記区分以外の課長、副室長及び副事務室長	73,200円
	企画役	52,200円
3等級	総務課、企画課及び委託運用課の課長代理(総括担当)	43,800円
	上記区分以外の課長代理、室長代理、事務室長代理、秘書役及び検査役	36,500円

(2) 運用専門職員

等級	役職手当額
6等級	122,300円
5等級	106,400円
4等級	84,100円